

一一ノ一九 頼山陽 笠置山 元弘の行在所を觀て作れる歌

出典 山陽遺稿（明治二十九年發行）

解説 この歌は山陽がその弟子である笠置在の大倉笠山宅に泊まり、笠置山を訪問した帰途に作られたものである。

笠山（天明四年〜嘉永三年、一七八四〜一八五〇年）は酒造業者で木津川水運の船株所有者である。大倉家八代として生まれ、文人としてまた妻袖蘭と共に画家としても有名な人物であり、同時に山陽の弟子でもあった。

京都即成院にある墓碑によれば、笠山は文墨を好んで財産を湯水のように使い、遂に家業を弟に譲り京都で気ままな生活を送ったと記されている。

なお明治時代になって笠置寺を復興するのはこの大倉一族から出た丈英である。

原文

笠置山觀元弘の行在所作歌

巨靈手拔地骨起	怪岳万尺争層累	堅者为櫓横为牆	天作高城淹天子
元弘之元秋八月	龍旂憑險事倉卒	黠賊蟻附縁間道	一敗蒙塵更播越
普天何人非王臣	誰赴急難来竭蹶	猶頼祖宗在天誘帝心	夢賚異材是良弼
君在臣敢死	臣在賊滅可指日	唯願君心終始一	笠山南望芳埜山
再狩之駕不復還	君王唯忘在此厄	九仞一簣眞可惜	吾來慷慨憶當時
時認石ゝ鑿礎基	藤公伝勅楠公跪	此处是耶未可知	居民为我指村墟
為賊郷導実由渠	至今猶不通婚嫁	童孺唾罵斥如奴	嗚呼蚩氓猶能弁大義
寄語人間士大夫			

〔附記〕文政十二年四月四日、門人大倉笠山の案内にて登山。翌日作。

読み下し文

元弘の行在所を觀て作れる歌

巨靈手拔地骨起	巨靈（造化の神）手づから地骨を抜いて起し、
怪岳万尺争層累	怪岳 <small>かいがん</small> 万尺争うて層累（幾段も重なること）。
堅者为櫓横为壇	堅つ者は櫓と為り横たはるは牆（かこい）と為る。
天作高城淹天子	天高城を作つて天子（後醍醐天皇）を淹 <small>とど</small> む。
元弘之元秋八月	元弘之元秋八月、
龍旂憑險事倉卒	龍旂 <small>りゅうき</small> 險に憑る事倉卒。
黠賊蟻附縁間道	黠賊 <small>かつでくぎふ</small> 蟻附の縁 <small>よ</small> 間道に縁り、
一敗蒙塵更播越	一敗蒙塵更に播越 <small>はえつ</small> 。
普天何人非王臣	普天何人か王臣に非ざらん、

誰赴急難来竭蹶  
猶頼祖宗在天誘帝心  
夢賚異材是良弼

君在臣敢死

臣在賊滅可指日

唯願君心終始一

笠山南望芳埜山

再狩之駕不復還

君王唯忘在此厄

九仞一簣真可惜

吾來慷慨憶當時

時認石ノ鑿礎基

藤公伝勅楠公跪

此処是耶未可知

居民為我指村墟

為賊鄉導実由渠

至今猶不通婚嫁

童孺唾罵斥如奴

嗚呼蚩氓猶能弁大義

寄語人間士大夫

誰か急難に赴き来つて竭蹶せん。  
猶ほ頼に祖宗天に在りて帝の心を誘ひ、  
夢に異材を賚ふ是れ良弼。

君在す臣敢て死せんや。

臣在り賊の滅ぶる、日を指す可し。

唯願ふ君の心終始一ならんことをと。」

笠山南に望めば芳埜山。

再狩の駕復還らず。

君王唯此の厄に在りしを忘れ、

九仞の一簣真に惜む可し。

吾來つて慷慨し當時を憶ふ

時に認む石ノの礎基を鑿つを。

藤公勅を伝へ楠公跪く

此の処是か未だ知る可からず。

居民我が為に村墟を指し、

賊の為に郷導せしは実に渠に由る。

今に至るも猶ほ婚嫁を通ぜず、

童孺も唾罵して斥くること奴の如しと。

嗚呼蚩氓（無知の民）猶ほ能く大義を弁ふ。

語を寄す人間の士大夫に。

〔附記〕文政十二年四月四日、門人大倉笠山の案内にて登山。翌日作。